

令和7年度

事業年報

公益財団法人 三重県動物管理事務所

〒514-1254

三重県津市森町 2438-2

☎ 059-256-4168

FAX 059-256-4168

E-mail: mie.dakc@aqua.ocn.ne.jp

は じ め に

狂犬病予防及び動物愛護管理業務の推進につきましては、県民の皆様に、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染禍が去り、社会も落ち着きを取り戻し、日本を含め世界中の人々の動きも活発になってきました。海外からの観光客が日本の各地にあふれ、オーバーツーリズムが問題となっています。また、円安やホルムズ海峡の紛争等が影響しているのか日本の物価高を感じさせる状況ですが、とにかく早期の紛争解決を願っております。

本県の動物愛護推進の拠点である三重県動物愛護推進センター「通称：あすまいる」は、来館者を完全予約の対応でしたが、現在は予約制を一部緩和して開館しています。また、本年5月31日に、「あすまいる」開設9周年の記念行事が開催されました。「あすまいる」が県民の皆様に親しまれ、三重県の動物愛護管理事業が推進されることを願っております。また、令和8年度から新規事業として、県内の保健所等に保護されている犬及び猫の週休日、祝祭日等のお世話を三重県から動物管理事務所に委託されました。

さて、動物管理事務所は、「あすまいる」と強く連携し、「あすまいる」が実施する犬・猫の譲渡事業、所有者不明猫に不妊・去勢手術を行い、その猫たちを元居た場所にリリースする「TNR事業」を支援するとともに、保健所が収容した犬・猫の保護管理業務や小学生等を対象とした「動物愛護教室」、「犬との正しい接し方教室」を保健所等と開催し、県民の動物愛護管理意識の向上と犬による咬傷事故等の発生防止に努めています。

昨年までの取組の結果、三重県における令和7年度の犬の火葬処分数は8匹（昨年度と同数）で、猫の火葬処分数は、93匹（昨年度の21%増）となりました。また、県内で保護された犬・猫たちが「あすまいる」等から、新たな飼い主に譲渡された数は犬が51匹、猫が173匹で、昨年度と比較しますと猫は微増でしたが、犬は若干の減少となりました。

県民から犬・猫の飼育に関するモラル苦情、所有者不明猫に関する苦情や相談が県内の保健所等にまだまだ多くあることから、飼い主や県民一人ひとりの動物愛護管理意識の向上が求められています。動物管理事務所は、職員の資質向上に努め、三重県とともに殺処分数が継続的に「0」となるよう動物愛護管理の取組を引き続き推進していきます。今後も、「人と動物とが安全・快適に共生できる社会」の実現に向け取り組んでいきますのでご支援、ご指導よろしくお願いします。

令和8年6月

公益財団法人 三重県動物管理事務所
理事長 永 田 克 行

概要と沿革

1 設立の経緯

本県の狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく業務については、保健所が窓口になり、犬の登録・予防注射及び野犬等の捕獲、やむを得ず飼えなくなった犬の引き取り、処分等を行ってきましたが、昭和39年県は「三重県飼犬取締条例」を制定施行し、飼育者に犬の適正な飼育管理を義務づけ、捨て犬等の防止に対応してきたところです。しかしながら、行政の取組にもかかわらず、野犬や放棄犬、捨て猫は年々増加する一方になり、昭和48年「動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」が施行されたことに伴い、動物愛護の啓発、普及が認識されはじめ、本県においても法律の趣旨に沿った新しい施策を展開することとして、犬とともに猫についても必要な措置を講じることになりました。

しかし、県の「動物管理指導所」は狭隘のうえ施設の老朽化、設備の不足等から十分な対応が望めない現状から、環境に配慮した近代的な施設の設置と必要な人員を配して、業務の効率的な運用処理とその体制の確立を図るため、公社方式の採用を決定し、昭和51年度内に財団法人の設立を諮ったものであります。

その後、平成18年6月に公布された公益法人制度の抜本的改革により、公益財団法人への移行手続きを進め、平成25年3月に公益財団法人の認定を受けました。また、平成28年4月に新築移設を行うとともに平成29年4月には、法人名称を「公益財団法人 三重県動物管理事務所」に変更しました。

2 法人の概要

- | | |
|---------|---|
| ① 法人の名称 | 公益財団法人 三重県動物管理事務所 |
| ② 所在地 | 〒 514-1254 津市森町字中大谷 2 4 3 8 - 2 |
| ③ 事業 | 動物の適正な取扱に努め、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図り「人と動物との共生環境づくり」に寄与する |
| ④ 基本財産 | 10,000 千円（全額三重県出捐） |
| ⑤ 役員 | 理事 6 名 監事 2 名 |
| ⑥ 評議員 | 評議員 6 名 |
| ⑦ 職員 | 15名（令和8年5月1日現在 非常勤職員を含む。） |
| ⑧ 業務の内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 犬及び猫等の保護等に関する事業・ 動物愛護管理思想の普及啓発に関する事業・ 犬及び猫の譲渡に関する事業・ 野犬等の捕獲抑留、処分等に関する事業・ 災害時における動物救護活動に関する事業・ 動物管理事務所の運営等に関する事業・ 三重県動物愛護推進センターの支援に関する事業・ その他、目的を達成するために必要な事業 |

3 経過

昭和 51 年 7 月	公益法人設立発起人会設置
昭和 51 年 9 月	財団法人設立認可申請
昭和 51 年 10 月	法人設立許可(三重県指令昭和51年医第636号) 主たる事務所を津市、三重県庁内に置く
昭和 51 年 10 月	法人登記完了
昭和 51 年 11 月	施設建設用地を取得(久居市森町字中大谷)
昭和 52 年 1 月	施設建設工事着工
昭和 52 年 3 月	工事完成
昭和 52 年 4 月	従たる事務所として小動物管理センターの業務開始
昭和 57 年 4 月	事務所を一元化し、管理センターを主たる事務所とし、常務理事を置く
昭和 60 年 5 月	第 1 回犬の養子縁組会開催(子犬限定)
昭和 63 年 4 月	地区制を導入し、北勢地区四日市保健所に職員 3 名を常時派遣
昭和 63 年 4 月	紀州地区(尾鷲・熊野保健所)の回収を搬送委託により開始
平成 1 年 4 月	南勢地区伊勢保健所に職員 1 名を常時派遣
平成 6 年 4 月	中勢地区津保健所に職員 2 名を常時派遣
平成 6 年 4 月	屋上防水補修完了
平成 7 年 4 月	上水道敷設完成
平成 18 年 6 月	飼う前教室開始
平成 21 年 6 月	所有者不明犬のインターネット公示開始
平成 21 年 10 月	成犬譲渡事業開始
平成 24 年 2 月	猫譲渡事業開始
平成 24 年 4 月	三重県、三重県獣医師会、三重県小動物施設管理公社の 3 者で「災害時における動物救護活動に関する協力協定」を締結
平成 24 年 5 月	猫舎完成
平成 25 年 3 月	公益財団法人移行認定交付
平成 25 年 4 月	名称を「(財)三重県小動物施設管理公社」から「(公財)三重県動物愛護管理センター」に改称
平成 25 年 4 月	公益財団法人移行登記完了
平成 27 年 4 月	施設の整備事業開始
平成 28 年 4 月	敷地内に新築移設
平成 29 年 4 月	名称を「(公財)三重県動物愛護管理センター」から「(公財)三重県動物管理事務所」に改称
平成 29 年 5 月	犬・猫の譲渡事業の主体を三重県動物愛護推進センターに移行 同センターから譲渡された犬及び猫の追跡調査等関連事業の実施 三重県収入証紙販売等の収益事業を開始
令和 4 年 4 月	再任用職員 1 名が退職し、職員数が 1 名減の 10 名。
令和 5 年 5 月	職員を 1 名新規採用し、職員数は、11 名。
令和 8 年 4 月	保健所等動物飼養管理業務を新規受託

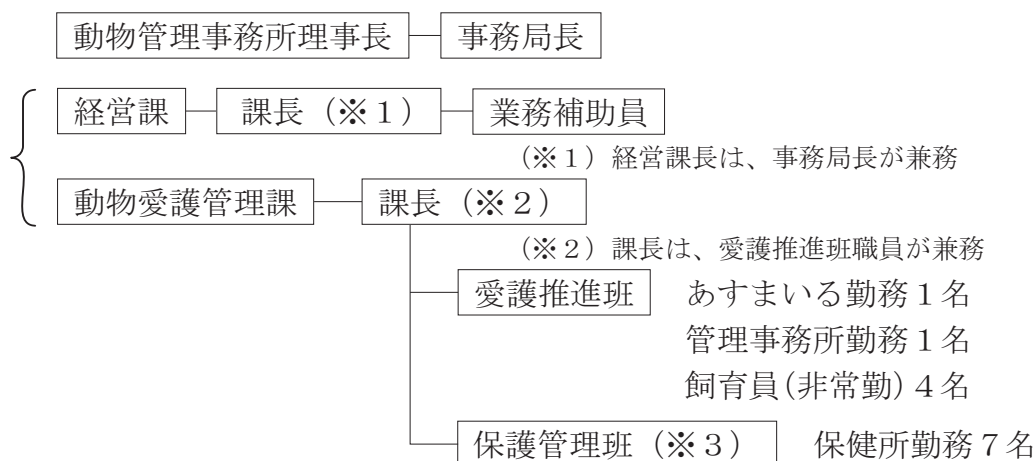
事業の概要

1 取組方針

「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、三重県及び四日市市が実施する狂犬病予防及び動物愛護管理推進事業等の一部を受託し、その業務を着実に実施しています。また、三重県動物愛護推進センター（あすまいる）が、その機能を十分発揮できるよう支援します。

- (1) 県保健所において、所有者等が適正飼養できなくなった犬・猫の引取りや、負傷した犬・猫の収容を的確に実施するとともに、学校、地域等で、命の大切さや動物の適正飼養等の啓発事業を県と協働で実施します。
- (2) あすまいるが実施する適正な飼い主への犬・猫の譲渡事業を積極的に支援するとともに譲渡後の追跡調査を実施します。また、あすまいるを利用する県民の便宜を図るため、県への駐車場賃貸等のあすまいる支援事業を実施します。
- (3) 県保健所に保護された迷い犬等の情報を管理事務所のホームページに一括してネット公示を行うとともに、犬・猫の飼い主の心構え等の情報提供を行い県民への動物愛護管理に関する啓発に努めます。
- (4) 狂犬病の発生予防とまん延防止並びに犬による危害発生防止のため、野犬捕獲や迷い犬等の保護を実施します。また、その犬・猫の適正な管理を行うとともに継続して殺処分数「0」をめざし、TNR事業の支援や譲渡を含む適正な処分等を実施します。
- (5) 大規模災害発生時の犬・猫の保護等の対策等について、3者協定を締結している県や三重県獣医師会と必要に応じ情報交換を行う等、相互協力態勢を維持します。
- (6) 人材育成のため、職員は国や県等が実施する動物愛護管理推進に関する各種研修会等に積極的に参加し知識及び技術の向上努めます。

2 組織体制



【保護管理班の配置】

保健所	桑名	鈴鹿	津	伊賀	松阪	伊勢	尾鷲	熊野
人数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	

3 事業内容

(1) 動物愛護管理事業

① 動物について学ぶ機会の提供

小学校等を対象に、命の大切さを考える「動物愛護教室」、「犬との正しい接し方教室」等を保健所及び三重県動物愛護推進センター（あすまいる）と共催するとともに、あすまいるにおいて夏休みこども体験学習や犬のしつけ教室を実施し、動物愛護精神の普及と咬傷事故等の防止に努めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数	68	57	72	82	74	141
受講者数	896	374	846	1,074	852	1,919

①犬との正しい接し方

（低中学年）

犬の本能や習性について説明し、児童に犬についての理解を深めてもらいます。パワーポイントを使い、クイズも交えて対話しながら進めていきます。また犬にかまれないための方法を実演を交えて説明します。



小学校学習指導要領

「生活」2ー(7) 生物への親しみ

「体育」5・6年生

G保健(2) ア 事故、けがの防止



②動物の命について考えよう！

（高学年）

動物愛護管理センターと保健所の業務内容について話します。全国で年間6,000頭以上の犬・猫が殺処分されていること。また、センター職員が殺処分への思いなどお話しします。保健所に犬・猫を持ち込む飼い主、遺棄される動物たち。どうすれば殺処分数を減らせる(ゼロにできる)のかを、児童と共に考えます。



小学校学習指導要領

「道徳」各学年

3ー(1) 生命尊重

平成20年度
から実施

③心音を聴いてみよう！

（全学年）

聴診器や拡大心音器を用いて人や犬の心音を聴きます。「生きているということは心臓が動いているということ」という当たり前の事実を、実体験を通して改めて感じてほしい、命の重さ・尊さについて考えるきっかけを提供します。



小学校学習指導要領

「生活」2ー(7) 生物への親しみ

「理科」第5学年

2ーH 生命・地球(1) 人の体のつくりと働き

「道徳」各学年 3ー(1) 生命尊重

<啓発風景>



② 返還率向上のための取組

平成21年6月から実施している保護した犬のホームページ上の公示を継続して実施し、飼い主への返還数の増加に努めています。また、所有者明示の方法として有効なマイクロチップの装着に関する普及啓発を行っています。

<動物管理事務所のホームページ>



③ 犬・猫の譲渡事業

()内は団体譲渡数内数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
犬	143 (72)	108 (58)	85 (40)	73 (29)	65 (27)	51 (12)
猫	312 (23)	273 (41)	236 (42)	170 (10)	170 (7)	173 (6)

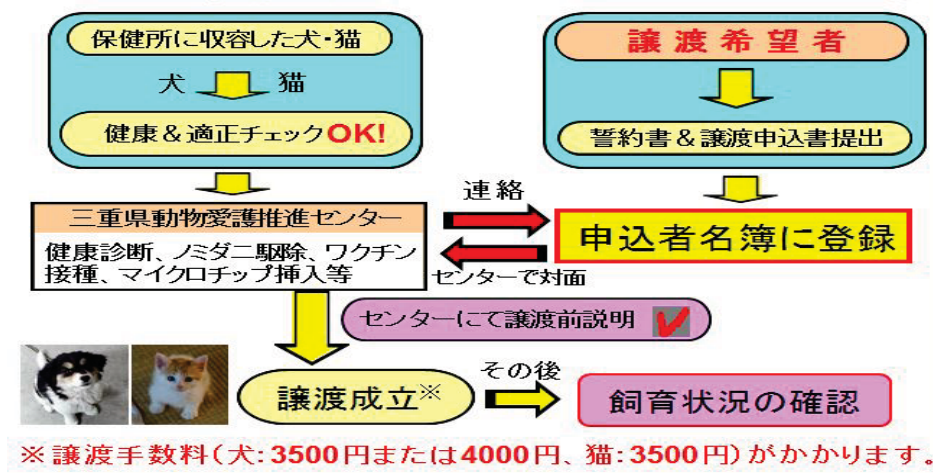
保健所に収容された犬、猫を適正飼養ができる飼い主へ譲渡を行うことで、生存の機会を与え、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めています。この事業は、現在、三重県動物愛護推進センターが主体となり当法人と協働で実施しています。平成26年度から県内の登録ボランティア団体等への譲渡を行う「団体譲渡」を実施しています。

また、譲渡後の飼養状況について追跡調査を行い、適正飼養の確認を行うとともに、飼い方相談についても、適宜応じています。

<犬・猫の譲渡事業フロー図>

譲渡成立までのながれ

①





犬猫の譲渡を希望する場合は・・・②

保健所またはセンターへ相談
(申込み条件の確認をします)



三重県動物愛護推進センター

譲渡に関する誓約書&譲渡申込書を提出

譲渡動物が来たらセンターから連絡

譲渡前説明を受ける

譲渡前説明は
随時行います。
(30分程度)



【！ 申し込む前に確認を！】③

- ① 譲渡前説明・譲渡場所は、原則センター（津市森町2438-2）で行います。
- ② センターにいつも譲渡動物がいるとは限りません。
(動物が来てから連絡させていただきますので、
順番や状況によっては長期間かかるかもしれません。)
- ③ 「別に譲ってもらった」等でキャンセルする場合は、
必ずセンターへ連絡してください。
- ④ 譲渡動物は、不幸な環境にいた動物もいますので、
病気に感染等している可能性があります。
- ⑤ 譲渡動物の性別や容姿等の希望は原則受付けて
おりません。(ただし飼育を強制することはありません。
順番を見送ることは可能です。)

ご理解・ご協力よろしくお願いします。

譲渡申し込み後のながれ ④



対象犬猫
(センター)



譲渡前説明



(ご自宅)

室内飼育や所有者明示、
不妊・去勢手術、犬の場合は登
録と狂犬病予防接種等の誓約
事項を守って、【県を代表する】
適正飼養をお願いします！

また、飼育状況を聞きにお宅訪
問しますので、ご協力ください。

<出典：三重県>

(2) 収容動物の保護管理業務

① 所有者の判明しない犬の保護管理事業

犬による人への危害発生の防止、狂犬病発生とまん延の防止のため、狂犬病予防法及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、所有者の判明しない犬の保護・収容を行うとともに、収容した犬の適正な管理を行っています。

所有者の判明しない犬の保護数（令和7年度保健所別）

保健所	桑名	四日市市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野	計
保護頭数	22	17	13	13	11	19	11	18	1	4	129

② 犬及び猫の引取事業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく所有者から引き取りを求められた犬又は猫及び所有者の判明しない犬又は猫の引き取りを行っています。また、動物の引き取りを求める者に対し、再考を促すなど、終生飼養についての啓発を行っています。

犬及び猫の引取数（令和7年度保健所別）

保健所	桑名	四日市市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野	計
犬の引取数	1	19	38	13	16	4	3	6	4	0	104
内	成犬	1	19	38	13	16	4	3	6	4	104
訳	子犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
猫の引取数	2	13	4	27	6	2	2	17	4	12	89
内	成猫	0	3	2	12	2	1	0	0	0	20
訳	子猫	2	10	2	15	4	1	2	17	4	69

③ 負傷動物の保護

負傷した犬や猫の保護を行っています。

負傷動物の保護数（令和7年度保健所別）

保健所	桑名	四日市市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野	計
犬	0	0	1	0	0	0	8	0	0	0	9
内	成犬	0	0	1	0	0	8	0	0	0	9
訳	子犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
猫	9	7	23	22	23	43	20	3	14	3	167
内	成猫	5	6	8	4	5	4	2	0	3	39
訳	子猫	4	1	15	18	18	39	18	3	11	128

(3) 犬・猫の引き取り及び殺火葬処分業務

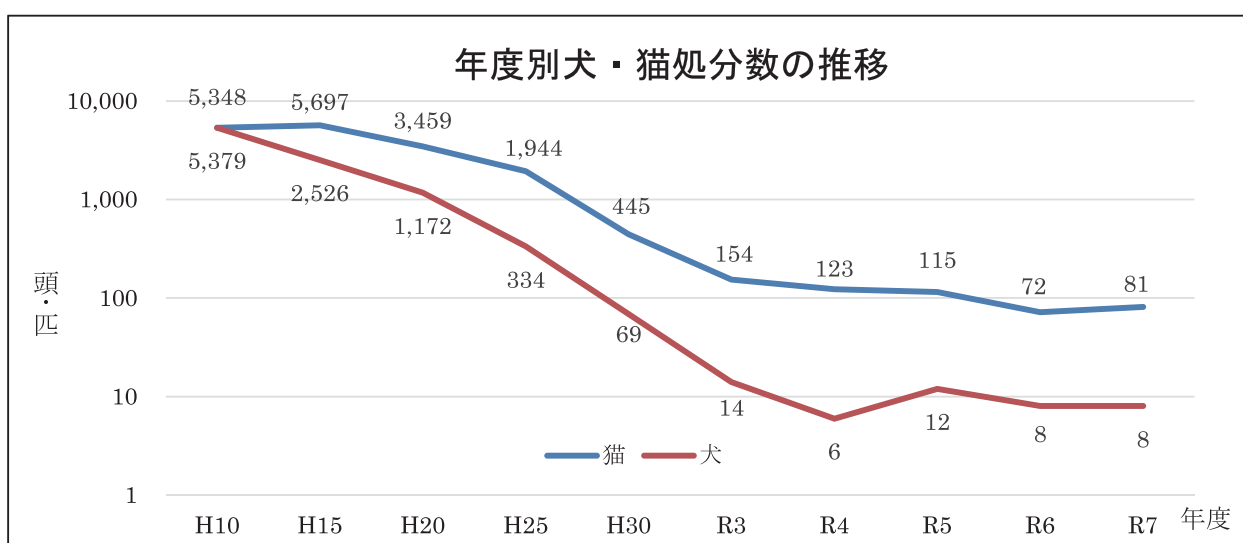
① 犬・猫の引き取り業務

平成28年度以降、県内の保健所から職員が原則週1回の引き取りを実施しています。

② 殺火葬処分業務

各保健所から殺処分対象として引き取りした犬・猫は、動物管理事務所で殺処分し、その後火葬を行いました。

犬及び猫の殺処分数の減少に向けた対策として、終生飼養や不妊去勢手術の推進などの啓発活動、返還数の増加及び犬・猫の譲渡の推進に取り組んでいます。

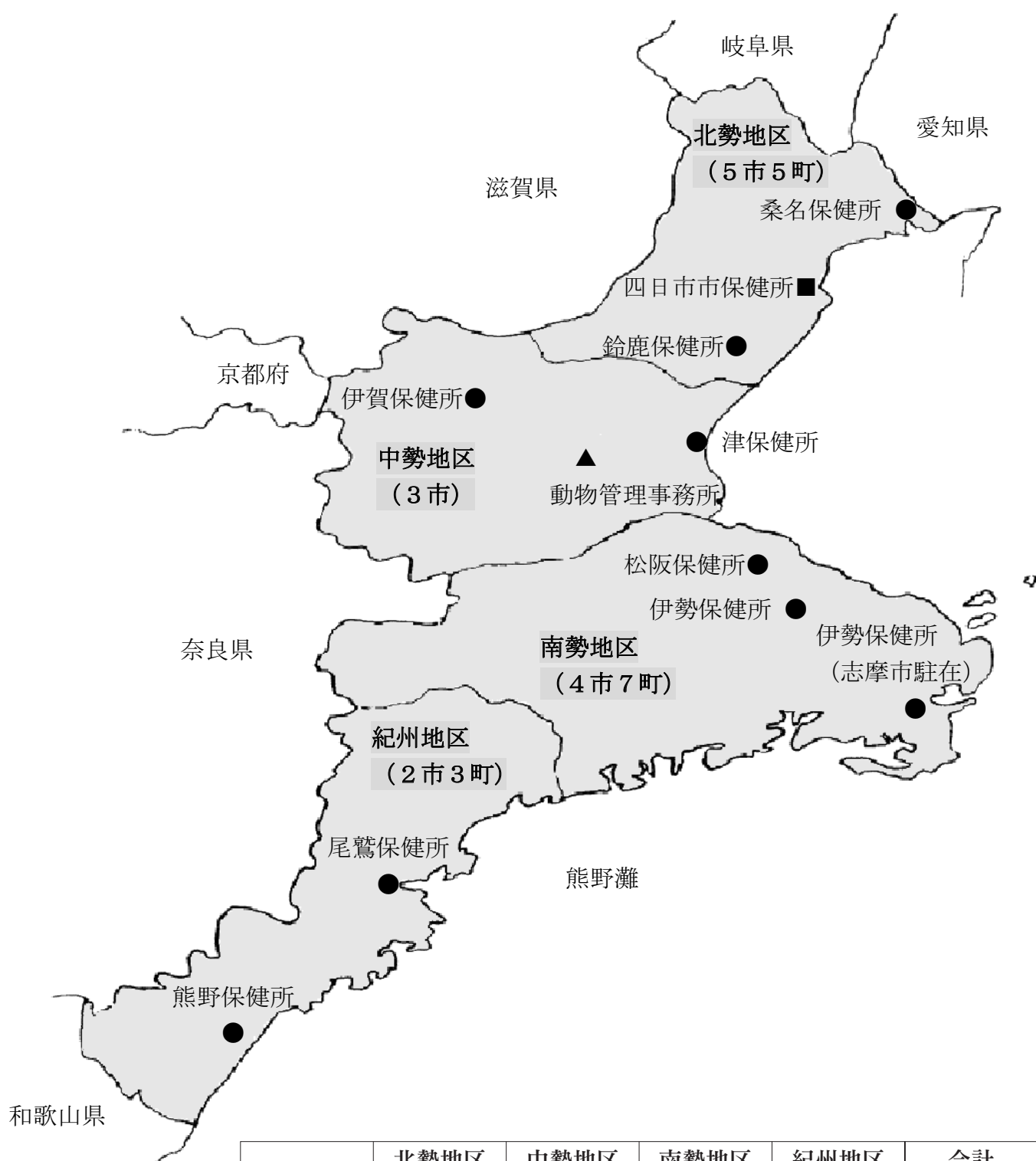


<火葬炉>



現在は、小型の炉になっています。また、殺処分は、原則、麻酔薬等で行います。

<管内図>



	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	合計
人 口	814,933	420,283	406,512	58,479	1,700,207
世帯数	361,683	188,041	178,298	29,374	757,396
登録犬数	55,578	25,661	24,904	3,917	110,060

注：人口・世帯数は、令和7年4月1日現在
犬登録件数は、令和8年3月31日現在

施設の概要

所 在 地 三重県津市森町字中大谷 2438 番地の 2

敷地面積 8,000m²

建	物	建築面積	182.37m ²	床面積	160.39m ²
		事 務 室	32m ²		
		作 業 室	40m ² × 1	32m ² × 1	
		焼 却 棟	11.253m ²		

設備	火葬炉	1基
	動物用冷凍庫	1基

そ の 他 焼却用燃料タンク（灯油984L）
浄 化 槽（25人槽、10人槽）
慰 霊 碑

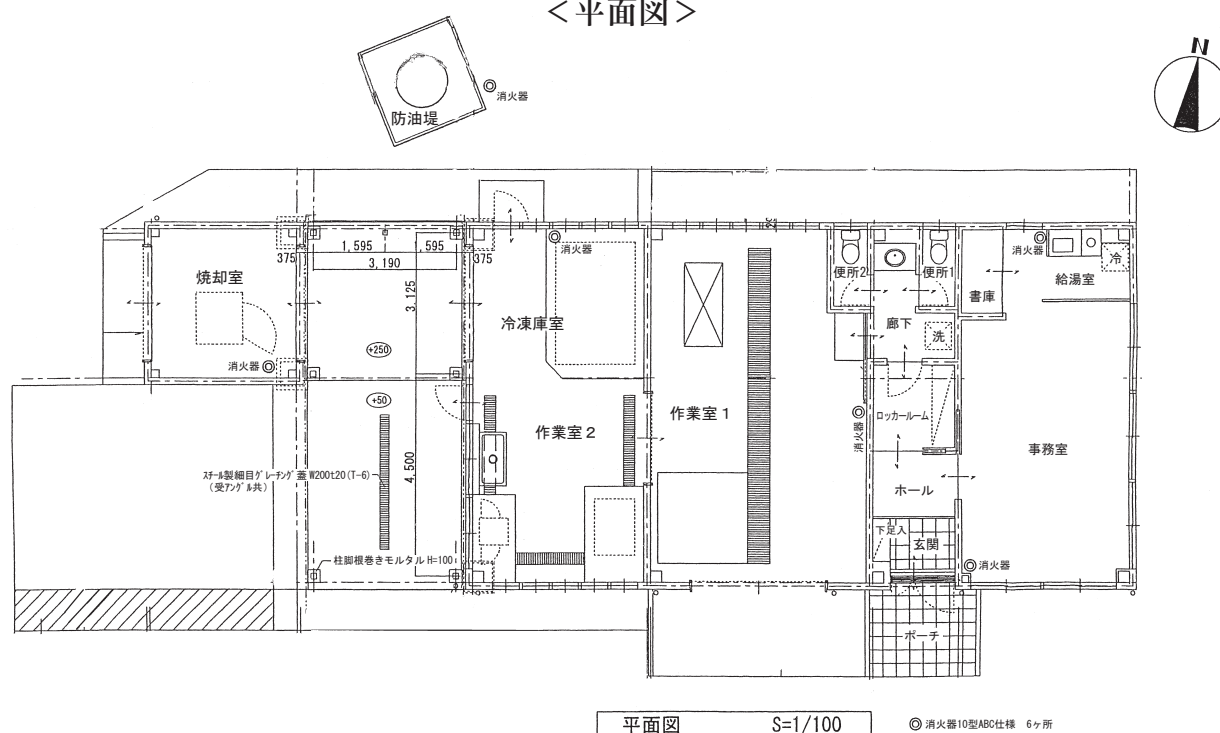
<慰霊碑>



<事務所>



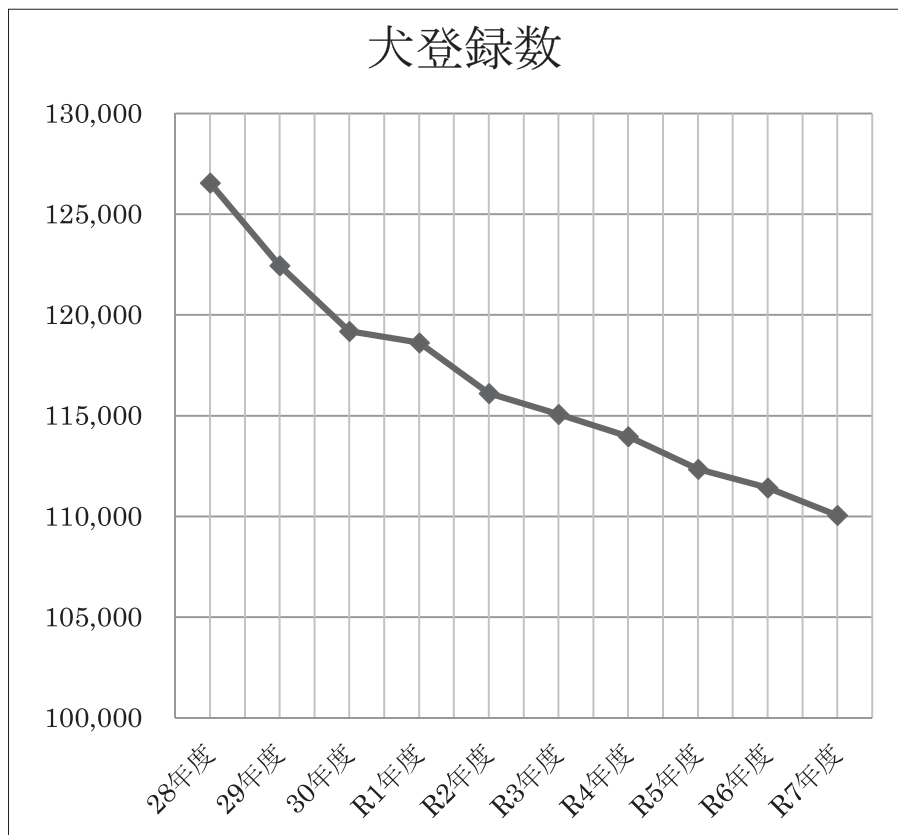
<平面図>



三重県動物関係統計

【犬登録数の推移】

年度	犬登録数
H28	126,561
H29	122,460
H30	119,199
R 1	118,636
R 2	116,115
R 3	115,078
R 4	113,979
R 5	112,356
R 6	111,434
R 7	110,060



【犬収容数・譲渡数・返還数・処分数の推移】

年度	犬収容数	譲渡数	返還数	返還率	犬処分数 (管理事務所)
H28	638	240	315	49.4%	81
H29	561	134	338	60.2%	72
H30	550	170	205	55.5%	69
R 1	501	150	290	57.9%	58
R 2	454	143	282	62.1%	34
R 3	371	108	237	63.9%	14
R 4	334	85	249	74.6%	6
R 5	287	73	195	67.9%	12
R 6	250	65	185	74.0%	8
R 7	242	51	182	75.2%	8

【猫収容数・譲渡数・返還数・処分数の推移】

年度	猫収容数	譲渡数	返還数	返還率	猫処分数 (管理事務所)
H28	1,045	372	9	0.9%	663
H29	927	346	14	1.5%	556
H30	826	379	4	0.5%	445
R1	627	298	5	0.8%	319
R2	574	312	6	1.0%	259
R3	428	273	5	1.2%	154
R4	365	236	2	0.5%	123
R5	315	170	2	0.6%	116
R6	248	170	0	0.0%	72
R7	256	173	2	0.8%	81

【苦情・問い合わせ件数】

年度	モラル苦情		その他苦情・相談		犬猫以外	その他	合計
	(犬)	(猫)	(犬)	(猫)			
H28	556	693	5,999	2,956	464	972	11,640
H29	482	612	5,310	3,662	339	602	11,007
H30	484	649	5,253	3,899	335	725	11,345
R1	407	675	4,572	3,426	367	899	10,346
R2	447	662	4,028	3,453	338	1,236	10,164
R3	439	501	2,004	2,797	228	270	6,239
R4	390	357	1,924	2,829	258	120	5,878
R5	417	405	2,152	3,344	411	48	6,777
R6	360	323	2,052	3,439	352	95	6,621
R7	401	313	2,180	3,471	321	141	6,827

貸借対照表
令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	644,154	1,599,518	△ 955,364
未収金	7,519,765	7,364,468	155,297
棚卸資産	137,700	240,400	△ 102,700
流動資産合計	8,301,619	9,204,386	△ 902,767
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
土地	55,564,526	55,564,526	0
土地振替資産	1,722,500	1,722,500	0
退職給付引当資産	76,187,812	71,187,812	5,000,000
減価償却引当資産(特)	40,816,999	36,479,228	4,337,771
修繕引当資産	8,533,480	7,884,480	649,000
特定資産合計	182,825,317	172,838,546	9,986,771
(3) その他固定資産			
建物	39,790,371	41,257,547	△ 1,467,176
車両運搬具	2,876,316	3,750,299	△ 873,983
備品	132,235	220,045	△ 87,810
建物付属設備	3,433,684	4,090,362	△ 656,678
機械設備	2,554,423	2,906,015	△ 351,592
構築物	1,348,414	2,248,946	△ 900,532
長期前払費用	21,990	21,990	0
その他固定資産合計	50,157,433	54,495,204	△ 4,337,771
固定資産合計	242,982,750	237,333,750	5,649,000
資産合計	251,284,369	246,538,136	4,746,233
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,032,784	3,800,021	232,763
未払法人税等	515,100	515,500	△ 400
預り金	1,018,694	1,037,337	△ 18,643
賞与引当金	6,544,130	6,662,851	△ 118,721
流動負債合計	12,110,708	12,015,709	94,999
2. 固定負債			
退職給付引当金	76,187,812	71,187,812	5,000,000
修繕引当金	8,533,480	7,884,480	649,000
固定負債合計	84,721,292	79,072,292	5,649,000
負債合計	96,832,000	91,088,001	5,743,999
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	55,564,526	55,564,526	0
寄付金	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産合計	65,564,526	65,564,526	0
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(55,564,526)	(55,564,526)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	88,887,843	89,885,609	△ 997,766
(うち特定資産への充当額)	(42,539,499)	(38,201,728)	(4,337,771)
正味財産合計	154,452,369	155,450,135	△ 997,766
負債及び正味財産合計	251,284,369	246,538,136	4,746,233

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	12,500	200	12,300
特定資産運用益			
特定資産受取利息	538,463	118,891	419,572
事業収益			
受託事業収益	108,988,000	106,516,000	2,472,000
証紙売払収益	741,450	728,950	12,500
駐車場貸付収益	891,000	891,000	0
事業収益計	110,620,450	108,135,950	2,484,500
雑収益			
雑収益	439,781	436,961	2,820
経常収益計	111,611,194	108,692,002	2,919,192
(2) 経常費用			
事業費			
期首棚卸高	240,400	228,400	12,000
証紙購入費	625,000	725,000	△ 100,000
期末棚卸高	△ 137,700	△ 240,400	102,700
給料手当	62,374,828	61,076,504	1,298,324
臨時雇賃金	271,752	252,086	19,666
賃与	17,397,701	17,159,509	238,192
役員報酬	2,295,965	2,291,626	4,339
退職給付費用	5,000,000	4,700,000	300,000
旅費交通費	438,586	444,695	△ 6,109
通信運搬費	383,276	360,031	23,245
減価償却費	4,105,005	4,077,555	27,450
消耗什器備品費	144,762	0	144,762
消耗品費	703,995	763,160	△ 59,165
修繕費	1,164,276	1,028,971	135,305
印刷製本費	48,576	80,454	△ 31,878
燃料費	329,733	426,014	△ 96,281
光熱水料費	968,501	968,560	△ 59
賃借料	343,140	309,937	33,203
保険料	243,174	241,997	1,177
諸謝金	20,000	40,000	△ 20,000
租税公課	9,366,573	9,057,422	309,151
委託費	923,296	1,132,785	△ 209,489
支払手数料	184,076	207,082	△ 23,006
事業費計	107,434,915	105,331,388	2,103,527
管理費			
役員報酬	120,840	120,611	229
給料手当	238,261	232,419	5,842
臨時雇賃金	2,445,768	2,268,778	176,990
会議費	4,185	2,848	1,337
旅費交通費	38,138	38,669	△ 531
通信運搬費	33,328	31,307	2,021
減価償却費	232,766	232,766	0
消耗什器備品費	12,588	0	12,588
消耗品費	61,217	66,362	△ 5,145
修繕費	101,241	89,476	11,765
印刷製本費	4,224	6,996	△ 2,772
燃料費	28,672	37,045	△ 8,373
光熱水料費	84,218	84,223	△ 5
賃借料	29,838	26,951	2,887
保険料	21,146	21,043	103
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	814,485	787,602	26,883
支払負担金	9,700	6,750	2,950
支払手数料	16,007	18,007	△ 2,000
委託費	80,287	98,503	△ 18,216
雑費	252,036	187,044	64,992
管理費計	4,658,945	4,387,400	271,545
経常費用計	112,093,860	109,718,788	2,375,072
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 482,666	△ 1,026,786	544,120
当期経常増減額	△ 482,666	△ 1,026,786	544,120
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
車両運搬具売却益	0	88,000	△ 88,000
経常外収益計	0	88,000	△ 88,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	88,000	△ 88,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 482,666	△ 938,786	456,120
法人税、住民税及び事業税	515,100	515,500	△ 400
当期一般正味財産増減額	△ 997,766	△ 1,454,286	456,520
一般正味財産期首残高	89,885,609	91,339,895	△ 1,454,286
一般正味財産期末残高	88,887,843	89,885,609	△ 997,766
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	65,564,526	65,564,526	0
指定正味財産期末残高	65,564,526	65,564,526	0
III 正味財産期末残高	154,452,369	155,450,135	△ 997,766

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日 から令和 8年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	11,500	0	1,000	12,500
特定資産運用益				
特定資産受取利息	512,311	0	26,152	538,463
事業収益				
受託事業収益	103,886,659	0	5,101,341	108,988,000
証紙売払収益	0	741,450	0	741,450
駐車場貸付収益	0	891,000	0	891,000
事業収益計	103,886,659	1,632,450	5,101,341	110,620,450
雑収益				
雑収益	437,329	0	2,452	439,781
経常収益計	104,847,799	1,632,450	5,130,945	111,611,194
(2) 経常費用				
事業費				
期首棚卸高	0	240,400	0	240,400
証紙購入費	0	625,000	0	625,000
期末棚卸高	0	△ 137,700	0	△ 137,700
給料手当	62,354,664	20,164	0	62,374,828
臨時雇賃金	271,752	0	0	271,752
賞与	17,397,701	0	0	17,397,701
役員報酬	2,295,965	0	0	2,295,965
退職給付費用	5,000,000	0	0	5,000,000
旅費交通費	438,586	0	0	438,586
通信運搬費	383,276	0	0	383,276
減価償却費	3,929,883	175,122	0	4,105,005
消耗什器備品費	144,762	0	0	144,762
消耗品費	703,995	0	0	703,995
修繕費	1,164,276	0	0	1,164,276
印刷製本費	48,576	0	0	48,576
燃料費	329,733	0	0	329,733
光熱水料費	968,501	0	0	968,501
賃借料	343,140	0	0	343,140
保険料	243,174	0	0	243,174
諸謝金	20,000	0	0	20,000
租税公課	9,278,373	88,200	0	9,366,573
委託費	765,886	157,410	0	923,296
支払手数料	184,076	0	0	184,076
事業費計	106,266,319	1,168,596	0	107,434,915
管理費				
役員報酬	0	0	120,840	120,840
給料手当	0	0	238,261	238,261
臨時雇賃金	0	0	2,445,768	2,445,768
会議費	0	0	4,185	4,185
旅費交通費	0	0	38,138	38,138
通信運搬費	0	0	33,328	33,328
減価償却費	0	0	232,766	232,766
消耗什器備品費	0	0	12,588	12,588
消耗品費	0	0	61,217	61,217
修繕費	0	0	101,241	101,241
印刷製本費	0	0	4,224	4,224
燃料費	0	0	28,672	28,672
光熱水料費	0	0	84,218	84,218
賃借料	0	0	29,838	29,838
保険料	0	0	21,146	21,146
諸謝金	0	0	30,000	30,000
租税公課	0	0	814,485	814,485
支払負担金	0	0	9,700	9,700
支払手数料	0	0	16,007	16,007
委託費	0	0	80,287	80,287
雑費	0	0	252,036	252,036
管理費計	0	0	4,658,945	4,658,945
経常費用計	106,266,319	1,168,596	4,658,945	112,093,860
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,418,520	463,854	472,000	△ 482,666
当期経常増減額	△ 1,418,520	463,854	472,000	△ 482,666
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 1,418,520	463,854	472,000	△ 482,666
他会計振替額	206,589	△ 206,589	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,211,931	257,265	472,000	△ 482,666
法人税、住民税及び事業税	0	43,100	472,000	515,100
当期一般正味財産増減額	△ 1,211,931	214,165	0	△ 997,766
一般正味財産期首残高	△ 42,151,754	1,832,654	130,204,709	89,885,609
一般正味財産期末残高	△ 43,363,685	2,046,819	130,204,709	88,887,843
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	60,319,364	0	5,245,162	65,564,526
指定正味財産期末残高	60,319,364	0	5,245,162	65,564,526
III 正味財産期末残高	16,955,679	2,046,819	135,449,871	154,452,369

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法(定額法)によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却について、平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 退職給付引当金について、期末退職給与の要支給額に相当する金額を算定し計上している。

③ 定期的に行う焼却炉の修繕に備えるため、支出見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金(基)	10,000,000	0	0	10,000,000
小 計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産				
土地(特)	55,564,526	0	0	55,564,526
土地振替資産	1,722,500	0	0	1,722,500
退職給付引当資産(特)	71,187,812	5,000,000	0	76,187,812
減価償却引当資産(特)	36,479,228	4,337,771	0	40,816,999
修繕引当資産	7,884,480	649,000	0	8,533,480
小 計	172,838,546	9,986,771	0	182,825,317
合 計	182,838,546	9,986,771	0	192,825,317

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—
小 計	10,000,000	10,000,000	0	—
特定資産				
土地	55,564,526	55,564,526	0	0
土地振替資産	1,722,500	0	1,722,500	0
退職給付引当資産	76,187,812	0	0	76,187,812
減価償却引当資産	40,816,999	0	40,816,999	0
修繕引当資産	8,533,480	0	0	8,533,480
小 計	182,825,317	55,564,526	42,539,499	84,721,292
合 計	192,825,317	65,564,526	42,539,499	84,721,292

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
建物	54,339,868	14,549,497	39,790,371
車両運搬具	7,829,353	4,953,037	2,876,316
備品	2,497,200	2,364,965	132,235
建物付属設備	16,152,778	12,719,094	3,433,684
機械設備	6,274,563	3,720,140	2,554,423
構築物	9,378,203	8,029,789	1,348,414
小 計	96,471,965	46,336,522	50,135,443
合 計	96,471,965	46,336,522	50,135,443

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当なし。

8. 保証債務等の偶発債務
該当なし。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
第375回利付国債10年	47,768,969	43,244,700	-4,524,269
第463回利付国債2年	26,951,759	26,906,880	-44,879
第477回利付国債2年	5,006,730	4,981,000	-25,730
合 計	79,727,458	75,132,580	-4,594,878

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
該当なし	
合 計	

11. 関連当事者との取引の内容
該当なし。

12. 重要な後発事象
該当なし。

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
	基本財産計	10,000,000	0	0	10,000,000
特定資産	土地	55,564,526	0	0	55,564,526
	土地振替資産	1,722,500	0	0	1,722,500
	退職給付引当資産	71,187,812	5,000,000	0	76,187,812
	減価償却引当資産	36,479,228	4,337,771	0	40,816,999
	修繕引当資産	7,884,480	649,000	0	8,533,480
	特定資産計	172,838,546	9,986,771	0	182,825,317
その他固定資産	建物	41,257,547	0	1,467,176	39,790,371
	車両運搬具	3,750,299	0	873,983	2,876,316
	備品	220,045	0	87,810	132,235
	建物付属設備	4,090,362	0	656,678	3,433,684
	機械設備	2,906,015	0	351,592	2,554,423
	構築物	2,248,946	0	900,532	1,348,414
	長期前払費用	21,990	0	0	21,990
	その他固定資産計	54,495,204	0	4,337,771	50,157,433

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	6,662,851	6,544,130	6,662,851	0	6,544,130
退職給付引当金	71,187,812	5,000,000	0	0	76,187,812
修繕引当金	7,884,480	649,000	0	0	8,533,480

財 産 目 録
令和 8年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸 借 対 照 表 科 目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	事務局	証紙販売用釣り銭	40,000
	普通預金	百五銀行 戸木出張所	運転資金	604,154
	未収金		四日市市ほか 業務受託料	7,519,765
	棚卸資産	事務局	収益事業に使用する販売用証紙	137,700
流動資産合計				8,301,619
(固定資産)	基本財産			
	定期預金 (基)	百五銀行 戸木出張所	(共用財産) 共用財産として運用益をそれぞれの財 源として使用している。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	10,000,000
特定資産	土地	三重県津市森町字中大谷2438番地 の2	(共用財産) 共用財産として使用している。 公益目的保有財産 89.2% 収益業務 3.1% 管理業務 7.7%	55,564,526
	土地振替資産	普通預金 百五銀行 戸木出張所		9,741
		第375回利付国債10年		1,712,759
	退職給付引当資産	普通預金 百五銀行 戸木出張所	職員退職給付引当金見合の引当資産と して積み立てている。	10,073,350
		定期預金 百五銀行 戸木出張所		
		定期貯金 ゆうちょ銀行 久居戸木郵便局	同 上	9,900,000
		第375回利付国債10年	同 上	32,906,538
		第463回利付国債2年	同 上	18,301,194
		第477回利付国債2年	同 上	5,006,730
	減価償却引当資産 (資産取得資金)	普通預金 百五銀行 戸木出張所	資産取得資金として建物の買換え時の 財源とするため積立てている資産であ り、減価償却累計額相当額を積み立て ている。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	14,549,497
		定期預金 百五銀行 戸木出張所		
		第375回利付国債10年 第463回利付国債2年	資産取得資金として建物附属設備の買 換え時の財源とするため積立てている 資産であり、減価償却累計額相当額を 積み立てている。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	7,199,571
			資産取得資金として構築物（駐車場舗 装）の買換え時の財源とするため積立 てている資産であり、減価償却累計額 相当額を積み立てている。 公益目的保有財産 70.9% 収益事業 22.9% 管理業務 6.2%	6,808,161
			資産取得資金として構築物（フェン ス・慰霊碑）の買換え時の財源とする ため積立てている資産であり、減価償 却累計額相当額を積み立てている。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	1,221,628

その他固定資産			資産取得資金として機械装置の買換え時の財源とするため積立てている資産であり、減価償却累計額相当額を積み立てている。 公益目的保有財産 100%	3,720,140
			資産取得資金として車両運搬具の買換え時の財源とするため積立てている資産であり、減価償却累計額相当額を積み立てている。 公益目的保有財産 100%	4,953,037
			資産取得資金として備品の買換え時の財源とするため積立てている資産であり、減価償却累計額相当額を積み立てている。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	2,364,965
	修繕引当資産	普通預金 百五銀行 戸木出張所	定期的に行う焼却炉の修繕に備えるため、支出見込額のうち当期に帰属する額を計上している。	8,533,480
	建物	三重県津市森町字中大谷2438番地の2 管理棟・焼却棟	(共用財産) 共用財産として使用している。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	39,790,371
	車両運搬具	冷凍冷蔵回収車 軽貨物自動車2台	公益目的保有財産として使用している。	2,876,316
	備品	小動物保管冷凍庫 ユニットハウス 高圧洗浄機 草刈機 など	(共用財産) 共用財産として使用している。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	132,235
	建物付属設備	排水路護岸施設 排水放流施設 電気通信引込施設 屋外給排水設備 排水U字溝施設 など	(共用財産) 共用財産として使用している。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	3,433,684
	機械設備	オイルタンク 焼却炉 溶接機 リフター など	公益目的保有財産として使用している。	2,554,423
	構築物	駐車場舗装 フェンス・慰霊碑	(共用財産) 共用財産として使用している。 公益目的保有財産 70.9% 収益事業 22.9% 管理業務 6.2% (共用財産) 共用財産として使用している。 公益目的保有財産 92% 管理業務 8%	827,162 521,252
	長期前払費用		車両に係るリサイクル預託金	21,990
固定資産合計				242,982,750
資産合計				251,284,369
(流動負債)				
	未払金 預り金 未払法人税等 賞与引当金		各会計区分における費用の未払金 社会保険料等 収益事業における法人税等 公益目的事業、管理目的事業の業務に従事する職員の賞与の引当金である。	4,032,784 1,018,694 515,100 6,544,130
流動負債合計				12,110,708
(固定負債)				
	退職給付引当金		公益目的事業の業務に従事する職員の退職金の支払いに備えて当期に帰属する額を計上している。	76,187,812
	修繕引当金		公益目的事業で使用する焼却炉の修繕に備えるため、支出見込額のうち当期に帰属する額を計上している。	8,533,480
固定負債合計				84,721,292
負債合計				96,832,000
正味財産				154,452,369